

令和2年4月10日

保護者様

京都市立神川中学校
校長 佐々木 祥晴

臨時休業期間中の登校日等への対応について（登校日中止等）

平素から、本市教育に御理解と御支援をいただきお礼申し上げます。

さて、本校では本日から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業とし、プリントにて御案内しましたとおり、臨時休業期間中に登校日を設定していたところです。

こうした中、本日、京都市長・京都府知事が共同記者会見を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の指定地域に京都府を指定するよう国に対する要請が行われました。これは、京都府内では、新規感染者数が前週の1.8倍になったほか、人口1万人当たりの患者数は全国で5番目となっており、特に、この1週間で、感染経路不明の患者数が9人から30人に大幅に増加するなど、既に、緊急事態宣言が出された7都府県と比べても厳しい状況にあることからのものです。

こうした状況を踏まえ、京都市教育委員会から、臨時休業期間中「登校・園日」等について「家庭訪問や電話等による確認・指導」に変更する方針が示されました。

これを受け、本校でも下記のとおり対応することとしますので、お知らせします。

記

（1）登校日について

5月6日までの臨時休業期間中、実施することとしていた「登校日は中止します。

（2）臨時休業期間中の生徒の健康観察等について

子どもたちの生活・健康面での状況確認については、電話や家庭訪問等にて行います。

※各御家庭への家庭訪問を行う場合には、必ず事前に御相談させていただきます。

また、マスク着用等、感染拡大防止対策を行って実施させていただきます。

（3）臨時休業中の生徒の学習課題等について

登校日に配布を予定しておりました学習課題については、提示方法等を追って御連絡させていただきます。